

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	社会保障・税番号制度の導入（個人番号の利用開始）に伴う職員情報システムの情報項目の追加について
----	---

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【諮問】

◇第16条第1項本文（電子計算機による個人情報の処理開発、変更）

（担当部課：総務部人事課）

事業の概要

事業名	職員情報システム
担当課	総務部人事課
目的	新宿区職員の人事・給与・福利厚生管理
対象者	新宿区職員（常勤・再任用・非常勤及び特別職）及び扶養親族
事業内容	<p>新宿区職員（常勤・再任用・非常勤及び特別職）の人事管理・給与支給・福利厚生事業等を円滑に行うため、平成7年より職員情報システムを導入し、職員情報の管理を行っている。</p> <p>この度、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）」が施行され、平成28年1月1日から社会保障・税分野で個人番号の利用が開始されるため、職員情報システムの記録項目に個人番号を追加する改修が必要となる。</p> <p>※職員情報システムで管理する職員数（平成27年4月1日現在） 常勤職員2,675名、再任用職員270名、 非常勤職員（再雇用・事業費非常勤）629名、特別職4名</p>

件名 社会保障・税番号制度の導入（個人番号の利用開始）に伴う職員情報システムの情報項目の追加について

保有課（担当課）	総務部人事課
登録業務の名称	職員の給与、非常勤職員等社会保険
記録される情報項目（だれの、どのような項目が、どここのコンピュータに記録されるのか）	<p>1 個人の範囲 新宿区職員（常勤・再任用・非常勤及び特別職）及び扶養親族</p> <p>2 記録項目 氏名、住所、給料月額、扶養親族氏名などの従来項目に、個人番号を追加する。 （資料のとおり）</p> <p>3 記録するコンピュータ 職員情報システムサーバ（人事課 OA ルーム内設置）</p>
新規開発・追加・変更の理由	現在、職員情報システムを使用し、職員の給与事務の全般を処理している。番号法が施行され、平成28年1月1日から社会保障・税分野で個人番号の利用が開始されるため、職員情報システムの記録項目に個人番号を追加する改修が必要となる。
新規開発・追加・変更の内容	<p>職員情報システムに区職員及び扶養親族の個人番号を追加することに伴い、以下の改修を行う。</p> <p>(1) マイナンバーデータベースの追加 (2) マイナンバー表示・入力画面の追加 (3) 出力帳票の様式変更 給与支払報告書、源泉徴収票、扶養控除等（異動）申告書 給与所得者異動届出書、被保険者資格取得・喪失届</p>
開発等を委託する場合における個人情報保護対策	開発過程では区職員及び扶養親族の個人情報に直接触れさせない。（登録及び検証は、区職員が行う。）
新規開発・追加・変更の時期	本審議会の承認後直ちに行う。

職員情報システム記録項目

氏名、性別、生年月日、年齢、住所、本籍地、職員番号、電話番号、採用、退職、転出入先、職務名、職層名、ポスト名、兼務、所属名、学歴、前職、資格名、昇格（発令年月日・種類・級）、給料（給料表・給料月額・発令年月日）、給料科目コード、欠勤、休職・休業、処分、出勤簿管理、表彰、研修履歴、人事履歴、勤務評定、職員証顔写真、特別勤務手当（特勤コード・支給額）、通勤手当（支給額・経路・適用日）、住居手当（支給額・区分・適用日）、地内旅費支給額、初任給調整手当（支給額・適用日）、単身赴任手当（支給額・区分・適用日）、管理職手当（支給額・区分・適用日）、扶養手当（支給額・人数・適用日）、超過勤務手当（支給額・時間数）、扶養親族（氏名・性別・生年月日・住所）、税額表コード、住民税（特別徴収税額・適用日）、税扶養（区分・適用日）、給与振込金融機関口座番号、退職手当支給額、児童手当（児童生年月日・区分）、年末調整（所得税・保険料控除額・住宅借入金等特別控除額）、給与条例控除額、特別区職員互助組合（資格取得喪失年月日）、職員互助会（資格取得喪失年月日）、共済組合（資格取得喪失年月日・保険料）、健康保険（資格取得喪失年月日・保険料）、雇用保険（資格取得喪失年月日・保険料）、厚生年金保険（資格取得喪失年月日・年金番号・保険料）、貸与被服（品目・貸与年月日・サイズ・辞退不要届）、個人番号（区職員及び扶養親族）

※下線事項が追加部分